

別紙

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用の廃止に係る経過措置における道路占用許可基準

1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可については、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月9日付け2道管第75号。以下「特例通知」という。）により、令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行っていたところ（以下、「コロナ占用特例措置」という。）であるが、特例通知が令和5年3月31日に廃止される。これを受けて、コロナ占用特例措置により道路占用許可を受けて行っていた路上利用に係る取組について、歩行者利便増進道路制度を活用した道路占用許可を受け実施することへの円滑な移行を行うための経過措置として、道路占用許可についての無余地性の基準等について弾力的な判断を行った上で道路占用の許可の延長を行うことができるようにするもの。

2 要件

(1) 経過措置の対象となるもの

令和5年3月31日時点において、路上利用の実施主体として、コロナ占用特例措置に基づく道路占用許可を受けているものであって、当該取組に関して、歩行者利便増進道路制度を活用してコロナ占用特例措置終了後も使用することを希望し、かつ道路管理者が歩行者利便増進道路への移行に向けた手続を実施しているにもかかわらず、当該道路占用許可を受けている場所が歩行者利便増進道路制度に基づく利便増進区域の指定を受けていない等の理由により令和5年4月1日以降、当該措置にかかる道路占用の許可を受けることができないものに対して、その経過措置として令和5年3月31日時点において特例通知に基づき出されていた道路占用許可に関し、令和5年4月1日から歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可を受けることができるようになると見込まれる日（以下、「移行満了日」という。）までを期間とする道路占用許可の更新を行うもの。

(2) 占用の更新期間

対象となる道路占用許可の開始日から移行満了日を占用期間として設定すること。

3 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- (2) 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。
- (3) 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- (4) その他道路管理者が必要と認める事項。